

北海道檜山振興局告示第 1008 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月22日

北海道檜山振興局長 山田 哲史

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称 自動車用燃料の単価契約（江差地区 1リットル当たりの単価）
- (2) 予定調達数量 26,000リットル
- (3) 契約の目的の仕様 レギュラーガソリン（JIS K2202 2号）
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 納入場所 納入場所は、次の表の指定する範囲の給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以上「セルフ式給油所」という。）における給油を除く。）とする。

庁舎名	庁舎所在地	指定する範囲
檜山合同庁舎	檜山郡江差町字陣屋町336-3	檜山合同庁舎から半径2km以内
保健行政室	檜山郡江差町字本町63	
江差高等看護学院	檜山郡江差町字伏木戸町483	乙部町、厚沢部町
檜山農業改良普及センター	檜山郡江差町字柳崎町55	せたな町（北檜山区）
檜山家畜保健衛生所	檜山郡江差町字田沢町281-1	

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（分類番号「16車両燃料」）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内に本店を有し、かつ、檜山振興局管内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (7) 1の(5)の納入場所の要件を満たす直営又は代行の給油所において給油が可能であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

告示日から令和6年3月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

檜山郡江差町字陣屋町336-3 北海道檜山振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道檜山振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 北海道檜山合同庁舎別館4階講堂

(2) 入札日時

令和6年3月13日（水） 午後1時30分

(3) 開札場所

(1) に同じ

(4) 開札日時

(2) に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した

電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

北海道檜山振興局総務課需品係

イ 所在地

郵便番号 043-8558

檜山郡江差町字陣屋町336-3

ウ 電話番号 0139-52-6462（直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札

認めない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約

に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 単価変更

・ 1 回目

契約書第3条に係る契約単価の変更は、原則、道が入札を実施する際に調査した1リットル当たりの檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内に本店を有し、かつ、檜山振興局管内に本店又は支店、営業所を有する企業の売掛金の市場平均価格(以下、市場平均価格とする。)と、発注者又は受注者からの変更の申し出時に調査した1リットル当たりの市場平均価格との差額が2円以上の場合において、当該差額を基準として協議し定めるものとする。

・ 2 回目以降

2回目以降における契約単価の変更は、原則、前回契約変更時に調査した1リットル当たりの市場平均価格と、発注者又は受注者からの変更の申し出時に調査した1リットル当たりの市場平均価格との差額が2円以上の場合において、当該差額を基準として協議し定めるものとする。

(15) 給油票又はカードの取り扱い

落札者となり契約した者は、当該契約に基づき、自動車燃料を給油するために必要となる「給油票又はカード」を作成し、契約期間の始期到来前までに必要部数を北海道に交付しなければならないこと。

また、「給油票又はカード」は代行店でも使用可能であること。

なお、「給油票又はカード」の発行に係る費用は落札者の負担となること。

(16) その他

この告示のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。